

香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

香川県知事 浜田恵造

## 香川県規則第8号

### 香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則

香川県立農業大学校学則（昭和59年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休学又は退学) 第15条 略  <u>2 前項の規定により休学する期間は、通算して2年を超えることはできない。</u>  (授業料の減免) 第31条 略 <u>2 知事は、第15条第1項の規定により休学を許可された学生の授業料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を免除する。</u> <u>(1) 学期の全日数にわたり休学をする場合 当該学期に係る授業料の額</u> <u>(2) 月の初日から末日までの全期間にわたり休学をする月がある場合(前号に掲げる場合を除く。) 授業料の年額の12分の1に相当する額に当該月の月数を乗じて得た額</u> 3 前2項に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。	(休学又は退学) 第15条 学生は、休学し、又は退学しようとするときは、その理由を明記し、保証人と連署した休学（退学）許可願（第3号様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、その理由が傷病であるときは、医師の診断書を添えなければならない。  (授業料の減免) 第31条 略 <u>2 学生が学期の全日数にわたり休学をするときは、当該学期に係る授業料を免除する。</u>  3 前項に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に休学している者に係る改正後の第15条第2項の規定の適用については、同項中「期間」とあるのは、「期間（平成27年3月31日までの間に休学した期間を含む。）」とする。